

市立学校の小規模化対応に係る基礎整理・分析支援業務委託仕様書

1 件名

市立学校の小規模化対応に係る基礎整理・分析支援業務委託

2 目的

市立学校の小規模化対応について、本市が行う対象校に関する基礎情報の収集及び対象校へのヒアリングに対し、専門的な助言を行うとともに、収集した基礎情報及びヒアリング結果を整理・分析し、学校ごとの状況等を把握するための資料を作成する。併せて、本市が今後の対応を検討するための参考資料とするため、各校に関する受託者の提案を整理することにより、今後の検討に向けた基礎資料を整備することを目的とする。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和9年3月26日までとする。

4 対象校

本業務の対象は、小規模化対応等の検討が必要な本市が指定する15校とする。

5 委託業務内容

(1) 本市が行う基礎情報の収集及び学校ヒアリングに関する専門的助言

受託者は、本市が行う対象校に関する基礎情報の収集及び対象校へのヒアリングに対し、本市が今後の対応を検討する上で必要な情報を的確に把握できるよう、収集・確認すべき事項、情報の整理方法、ヒアリング項目及び実施方法等について、専門的な見地から必要な助言を行うこと。

(2) 学校別カルテの作成

ア 受託者は、本市が収集した基礎情報及び学校ヒアリング結果をもとに、対象15校について、学校別カルテを統一様式で作成すること。

イ 学校別カルテは、1校ごとに、当該校の基礎情報や実態、特徴等を整理した個票として作成すること。

ウ 学校別カルテは、以下の4つの観点を基本として整理すること。

- ・教育上の課題の整理
- ・学校運営上の課題の整理
- ・地域における学校の役割、地域住民との関係性の整理
- ・施設規模の適正化、地域資源としての利活用手法の整理

エ 学校別カルテの作成に当たっては、上記4つの観点に関する情報に加え、学校ごとの実態

や特徴、今後の検討に当たって留意すべき事項等が分かるよう、必要な情報を整理してまとめること。

オ 学校別カルテには、各校の状況把握に必要な地図及び図表を掲載すること。

(3) 比較資料の作成

ア 受託者は、学校別カルテの内容をもとに、対象15校の状況を横並びで把握できる比較資料を作成すること。

イ 比較資料は、5(2)ウの4つの観点を基本とし、学校ごとの特徴が分かるよう、一覧表等により整理すること。

(4) 検討資料等の作成

ア 受託者は、本市が市内で実施する検討会議等において使用する説明資料、比較図表等について、本市からの依頼内容に応じて作成すること。

イ 検討資料等は、学校別カルテ及び比較資料をもとに、学校ごとの特徴等が分かりやすい形で整理すること。

ウ 本市が市内で実施する検討会議等は3回程度を想定しており、受託者は、各会議において使用する資料案の作成、比較図表等の整理及び会議後の修正を行うこと。

(5) 学校ごとの今後の方向性に関する提案資料の作成

ア 受託者は、学校別カルテ及び比較資料の内容を踏まえ、対象15校それぞれについて、複数の対応シナリオ(例:現状維持、再編、機能転換等)を設定した上で、今後考えられる対応の方向性に関する提案資料を作成すること。

イ 提案資料の作成に当たっては、各校の各対応シナリオについて、以下の観点から整理すること。

- ・教育環境への影響
- ・通学環境(距離・安全性)
- ・地域コミュニティへの影響
- ・施設利活用の可能性
- ・実現に向けた課題及び調整事項

ウ 受託者は、当該方向性の提案に当たり、各対応シナリオを比較検討するため、以下の評価観点に基づく評価整理を行うこと。評価に当たっては、各観点の重要性及び相互関係について整理し、本市の検討に資するよう留意すること。

- ・教育条件の確保
- ・通学環境の適正性
- ・地域における学校の役割(地域の市民活動拠点、避難所)
- ・施設の有効活用及び財政的観点

エ 受託者は、提案資料において、各校について今後考えられる対応の方向性、各対応シナリオの評価整理、留意点及び追加で確認すべき事項を整理すること。

オ 当該提案は、本市が今後の方向性を検討するための参考資料として作成するものである。

6 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、各成果物の役割は、学校別カルテは「学校ごとの個票」、比較資料は「対象校全体を横並びで把握する資料」、検討資料等は「庁内検討会議等使用する説明資料」、提案資料は「本市が今後の方向性を検討するための参考資料」とする。

ア 学校別カルテ 15校分

イ 比較資料 一式

ウ 検討資料等 一式

エ 学校ごとの今後の方向性に関する提案資料 一式

※上記成果物の電子データ一式を提出すること。

データ形式は、Excel、Word、PowerPoint 形式等、本市の基本ソフトでデータ加工が可能な形式とする

※成果物は、以下の時期を目途に提出すること。

- ・令和8年12月を目途に、学校別カルテ（素案）、比較資料（素案）及び学校ごとの今後の方向性に関する提案資料（素案）を提出すること。
- ・検討資料等については、本市が庁内で実施する検討会議等の開催時期に応じて、本市からの依頼に基づき提出すること。
- ・令和9年3月26日までに、最終版の成果物一式を提出すること。

7 その他

- （1）本業務の実施にあたり業務上知り得た情報については、公にされている情報を除き、本委託業務以外の目的に使用しないこと。また業務上知り得た個人情報は、委託期間終了後、速やかに廃棄すること。
- （2）業務を円滑に遂行するために、本市と随時打ち合わせを行い協議すること。
- （3）成果物の著作権は川崎市教育委員会に帰属するものとする。
- （4）本仕様書の定めがない事項については、本市と協議し決定するものとする。
- （5）受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は自らの責任においてこれを修復すること。